○新見公立大学入試課題検討委員会規程

平成30年６月１日

規程第121号

改正　平成31年４月１日規程第121号

令和３年４月１日規程第121号

令和５年４月１日規程第121号

（設置）

第１条　学生の入学者選抜に関する重要事項を審議するため、新見公立大学入試課題検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1)　学部、大学院及び専攻科の入学者選抜に関する事項

(2)　大学入試センター試験の利用に関する事項

(3)　入学試験の制度に関する事項

(4)　その他入学試験に関する事項

（構成）

第３条　委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1)　学生部長

(2)　健康科学部長

(3)　健康保育学科長

(4)　看護学科長

(5)　地域福祉学科長

(6)　健康科学研究科長

(7)　助産学専攻科長

(8)　事務局長

(9)　入試委員長

(10)　学生部次長

(11)　入試主任

(12)　その他学長が必要と認める者　若干人

２　前項第11号の委員は、学長が委嘱する。

３　第１項第11号の委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

２　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（議事の運営）

第５条　委員会は、委員の３分の２以上が出席しなければ、開会することができない。

２　委員会の議事は、出席した委員の３分の２以上の同意をもって決する。

３　前２項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を要請し、説明又は意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

（入試主任の選任等）

第７条　委員長は、入試区分又は教科・科目（小論文を含む。）ごとに、当該年度の入試主任、入試副主任、作問委員候補者（以下「候補者」という。）を学長に推薦する。

２　委員長は、前項の候補者の名簿（次項において「候補者名簿」という。）を作成し、学長に提出するものとする。

３　学長は、候補者名簿に基づき、入試主任、入試副主任、作問委員を決定し、委嘱する。

４　次の各号のいずれかに該当する者は、入試主任、入試副主任及び作問委員になることができない。ただし、担当する学部・学科以外を当該受験希望者が受験することが明らかであり、かつ、入試課題検討委員会が認めた場合は、この限りでない。

(1)　配偶者、三親等以内の親族又は同居人に当該年度の本学受験希望者がある者

(2)　大学受験希望者に対して、予備校、講習会又は受験雑誌等において受験教科指導を行っている者

（事務）

第８条　委員会に関する事務は、学生課において所掌する。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成30年６月１日から施行する。

２　平成31年３月31日までの間における入試課題検討委員会規程第３条第１項第４号の規

定の適用については、同号中「健康保育学科長」とあるのは、「幼児教育学科長」とする。

附　則（平成31年４月１日規程第121号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規程第121号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日規程第121号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。